

第 5899 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 2月20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 医療費控除の取扱い

**Q**：平成29年から医療費控除の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

**A**：提出書類の簡素化が図られました。

### 【解説】

平成29年から、医療費控除の適用を受ける場合における必要書類が簡素化されました。

具体的には、医療費控除の適用を受ける場合、これまでは医療費の領収書を確定申告書に添付又は確定申告書を提出する際に提示することされていましたが、「医療費控除の明細書」を医療費の領収書に基づいて必要事項を記載し、確定申告書に添付して提出することとなりました。

なお、この場合には、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間保存しなければなりません。

また、医療保険者が発行するもので次①から⑥までの6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、この場合には、医療費の領収書の保存も不要になります。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等がしはたら医療費の額
- ⑥保険者等の名称

※平成29年分から平成31年分については、従来の取扱いも認められます。

